

京都市上下水道局告示第2号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成31年4月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市山科区柳辻中在家町28番地187

株式会社内藤住設

代表取締役 内藤 裕紀夫

(2) 指定期間

2019年4月2日から2021年3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市山科区柳辻中在家町28番地155

内藤住設

内藤 裕紀夫

(2) 廃止届出年月日

平成31年3月12日

(上下水道局下水道部管理課)